

常陸大宮市買物支援・地域交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の施行
期日を定める規則を次のとおり定める。

令和8年10月26日

常陸大宮市長

鈴木 定幸

常陸大宮市規則第36号

常陸大宮市買物支援・地域交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の
施行期日を定める規則

常陸大宮市買物支援・地域交流拠点施設の設置及び管理に関する条例（令和
8年常陸大宮市条例第21号）の施行期日は、令和8年12月11日とする。